

取手市議会として改革・改善に取り組む事項

1. 傍聴席内報道関係者席を要約筆記者席としても着席できるものとし、要約筆記者とともに入場する傍聴人が議会を傍聴できるようにするため、取手記者クラブと協議し、理解を求めてまいります。
2. ひびきメールにおける欠席・遅刻・早退の理由は、会議規則に基づく届け出に記載された理由を明記して発信いたします。また、離席の理由は当該議員が議長に申し出た理由を明記して発信いたします。
3. 授乳による離席の宣告は「離席後10分を経過したとき」の申し合わせを「授乳による離席の宣告は、離席後30分を経過したとき」として申し合わせ事項を変更いたします。
4. 取手市議会傍聴規則第7条第2項「児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。」の規定を削除し、議会の傍聴席に誰でも入ることができるよう傍聴規則を改正いたします。ただし、著しく会議の妨げとなる状態があった場合は、同規則等の規定を適用し、対処してまいります。（改正案は別添のとおり）
5. 取手市議会傍聴規則第8条第1項第4号「帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。」の規定を削除し、傍聴者のモラルに任せてまいります。ただし、著しく会議の妨げとなる状態があった場合は、同規則等の規定を適用し、対処してまいります。（改正案は別添のとおり）
6. 誰もが安心して傍聴できるよう、今後、議会運営委員会等におきまして検討してまいります。

平成30年6月22日

取手市議会